

阿蘇くまもと空港国際線等利用促進に係るアウトバウンド需要喚起業務委託 基本仕様書

1 委託業務名

阿蘇くまもと空港国際線等利用促進に係るアウトバウンド需要喚起プロモーション業務

2 業務の目的

現在、阿蘇くまもと空港の国際線は、台湾、韓国の6つの都市に週44便が運航している。利用者については、各路線が80%前後の高い搭乗率を記録している一方で、アウトバウンド（日本人利用）の占める割合は全体の10%程度に留まっている。

路線の維持・定着には、インバウンド・アウトバウンド双方向の渡航需要が必要であり、利用が少ない熊本から海外へのアウトバウンド及び中部国際空港（F D A利用）並びに成田国際空港（J J P利用）からの乗り継ぎの促進を通じてアウトバウンドの需要喚起し、更なる利用促進を図る必要がある。

本件は、そうした状況を踏まえ、阿蘇くまもと空港の国際線等利用促進に係るアウトバウンド需要を喚起するため、業務を委託するものである。

3 委託業務の内容

(1) 下記のテーマ及び方針等を踏まえた広報企画を立案し、その企画に基づくコンテンツの制作及びプロモーション等の具体的な事業を実施する。

【テーマ】

テーマ1：海外渡航未経験者の初海外旅行を応援

テーマ2：各就航先の空港を利用した乗り継ぎ（トランジット）の促進

テーマ3：熊本空港から中部国際空港（F D A利用）及び成田国際空港（J J P利用）を利用した乗り継ぎ（トランジット）についての情報発信

【企画の方針等】

① コンテンツ・訴求手法等

- ・各テーマに応じたターゲット層を分析・明確化し、国際線の利用促進に資する効果的かつ効率的な広告媒体や手法、発信量等でプロモーションを行うこと。
- ・テーマ1については、海外へ渡航したことがない県民を対象に、海外旅行の魅力、海外への不安やハードルを下げ、初めての旅行のきっかけとなる広報やキャンペーン、セミナー等の説明会を行うこと。
- ・テーマ2については、就航先である仁川空港（ソウル）、桃園空港（台北）、等を経由することにより、熊本空港から欧米豪、東南アジア等へ便利に渡航できることについて、県民の認知や関心を高めるための広報やキャンペーンを行うこと。なお、各エアラインが推奨するトランジット例や利用の際のインセンティブ等については、発注者において情報収集し受託者に提供する。

- ・テーマ3については、熊本空港から中部国際空港（F D A 利用）や成田国際空港（J J P 利用）を経由した海外渡航について、渡航先の拡大や柔軟な渡航が可能となり、利便性がより高まっていることを県民に周知し、熊本空港を起点とした海外渡航意欲を高めるための広報やキャンペーンを行うこと。なお、各エアラインが推奨するトランジット例や利用の際のインセンティブ等については、発注者において情報収集し受託者に提供する。
 - ・海外旅行経験者の体験談に基づく、初めての方向けのおすすめ旅行先の周知を行うこと。
- ②プロモーション効果測定
- ・実施する一連のプロモーションについて、アウトバウンド需要喚起に係る定性・定量分析を行い、次年度以降のアウトバウンド需要喚起策の参考となる効果測定結果を提示すること。
- ③エリア・対象
- ・阿蘇くまもと空港を利用する熊本県内地域の居住者を主とする。

【想定される企画内容】

- ① 様々な年齢層を想定した広報媒体（SNS、マス、インターネット、セールスプロモーション）で各国際線の認知度向上に向けた情報発信及び利用促進に反復利用可能なプロモーション動画等の制作
- ② 空港等での海外渡航未経験者向けの出入国等に係る手続周知の説明会
- ③ トークイベント等を活用した海外観光地の魅力発信
- ④ SNSを活用したフォトコンテスト等の実施
- ⑤ その他、本事業の効果を高めると考えられる独自の提案による企画等

（２）費用助成キャンペーンの周知

キャンペーン期間中にパスポートを取得し、阿蘇くまもと空港から海外渡航をした方、各就航先からトランジットを利用した方及び熊本空港国際線の定期便を利用してグループ旅行した方を対象とした費用助成キャンペーンの周知

※ 助成金の申請手続き事務及び助成金の交付事務は除きます。

4 業務の実施

本業務の実施に当たっては、発注者及び空港運営会社と緊密な連携を保ちつつ事業を進めるものとし、企画コンペにおいて提案した企画書をもとに、協議を行いながら業務を進める。

5 著作権に係る留意事項

- （１）委託業務に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、原則として全て熊本県に帰属するものとし、熊本県が自由に二次利用できるものとする。また、成果物に関する著作権者人格権を県又は県が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- （２）作成に当たり、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる

場合には、著作権処理等を適切に行うこと。

- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本県の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (4) その他、ここに定めのない事項については、発注者と協議の上決定するものとする。

6 業務委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

7 予算額

23,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

ただし、上記金額のうち、ノベルティのデザイン・制作に係る費用は、1,000千円以内とする

なお、提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。